

九州大学病院 特定臨床研究に係る患者等相談窓口について

1. 設置

患者・研究対象者又はその家族等(以下「患者等」という。)からの臨床研究に関する相談、苦情、意見(以下「相談等」という。)に対し、その相談等内容について迅速に適切な対応を行うことを目的として、臨床研究推進部門に特定臨床研究相談窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

2. 活動趣旨

相談窓口は、患者等からの臨床研究に関する相談等に関して、必要に応じて助言、情報提供等を行い、問題解決のため適切な対応に努めるものとする。

3. 設置場所

相談窓口は、外来診療棟1階に設置する。

4. 相談窓口責任者及び相談窓口担当者

相談窓口責任者は、臨床研究推進部門長とする。

相談窓口担当者は、臨床研究推進部門職員とする。

5. 受付時間

相談窓口の受付時間は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までとする。ただし、次に掲げる日は受付を行わない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日

(2) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

6. 相談方法

相談方法は、相談窓口担当者による対面相談を原則とする。

相談窓口担当者は、必要に応じて助言、情報提供等を行い、問題解決のための支援を行うため、相談等の内容を患者等から十分に聞き取るものとする。また、匿名での相談も受け付けるものとする。

7. 相談後の取扱い

相談窓口担当者は、相談の記録等を臨床研究推進部門長及び病院長に報告するものとする。

相談窓口担当者は、問題等が生じた場合、相談窓口責任者に迅速に報告するものとする。

8. 相談情報の秘密保護等

相談窓口担当者は、相談等情報の秘密保護に十分配慮し、患者等が相談により不利益を受けることがないように配慮するものとする。